

# 令和7年度 地域再生マネージャー事業概要

## 1 事業の目的

地域再生に取り組む市町村等に対して、各分野の専門的知識や実務的ノウハウを有する外部の専門的人材（外部専門家）の活用を支援することにより、当該地域の実情に応じた地域再生を推進し、活力と魅力ある地域づくりに寄与することを目的とします。

## 2 事業の概要

本事業では、次のメニューにより、市町村等の地域再生への取組をサポートします。

### (1) ふるさと再生事業

市町村等が、地域再生に取り組もうとする際の課題への対応について、外部専門家を活用して地域住民主体による持続可能な実施体制を構築し、地域資源を活用したビジネスの創出、観光・農林水産業等の振興による地域経済の活性化、地域への移住・定住の促進、関係人口の創出等を図るために実施する事業に対し、当財団がその費用の一部を補助するものです。

### (2) まちなか再生事業

市町村等が、まちなか（生活に必要となる機能が相当程度集積する区域）において生じているまちとしての魅力・求心力の低下等の課題への対応について、外部専門家を活用して総合的な見地からまちなかのにぎわい創出など都市機能等の充実を推進し、まちなかの再生を図るために実施する事業に対し、当財団がその費用の一部を補助するものです。

### (3) 外部専門家短期派遣事業

市町村等が地域再生に取り組むに当たり、地域の課題や課題解決に向けた方向性が明確になっていない初期段階において、その解決に向けた地域再生の方向性を明確にすることを目的に、当財団より外部専門家を派遣いたします。

派遣される外部専門家は、原則として地域再生マネージャーリストから市町村等の希望に応じて当財団が選定します。外部専門家は、現地調査を行い、地域課題の抽出及び課題解決に向けた方向性の提言を行います。

・上記3事業の詳細については、各事業の『手引き』を参照願います。

## 3 事前相談

ふるさと再生事業及びまちなか再生事業の実施計画書、外部専門家短期派遣事業申請書の作成にかかる事前相談受付期間は下記のとおりです。事前相談を希望される場合は、その旨、メールでご連絡ください。

申請書類の案を作成いただき、内容についてのご相談を受けさせていただきます。

○ふるさと再生事業・まちなか再生事業

令和6年9月2日（月）から令和6年11月20日（金）

○外部専門家短期派遣事業

令和6年9月2日（月）から令和7年7月31日（木）

## 4 公募概要

### (1) ふるさと再生事業 (2) まちなか再生事業

補助対象者	<p>①市町村（特別区を含み、地方自治法（昭和22年法律第67号）第252条の19第1項の指定都市を除く。）</p> <p>②複数の市町村が共同で事業を実施する場合は、当該事業を実施する市町村等（広域連合等地方自治法に基づく団体が実施する場合にあっては当該団体）</p>
補助対象経費	<p>①外部専門家の活用に関する経費 外部専門家の人件費（謝金を含む）、旅費</p> <p>②委託料、会議費、印刷製本費、広告宣伝費、原材料費、旅費、消耗品費、通信運搬費その他の補助対象事業を実施するために必要となる経費（消費税及び地方消費税を含む。）。ただし、個々の経費が高額になる場合や、耐用年数が1年以上の物品を購入する予定がある場合は、事前に財団の了解を得るものとする。</p>
補助金額	<p>①市町村が単独で取り組む事業： 補助率2/3以内（上限 700万円）</p> <p>②複数の市町村が共同で取り組む事業：補助率2/3以内（上限1,000万円）</p>
補助対象期間	令和7年4月1日 ～ 令和8年2月20日
事前相談期間	令和6年9月2日 ～ 令和6年11月20日
公募期間	令和6年10月1日 ～ 令和6年12月6日
留意事項	<p>② 市町村は、財団に直接申請（原本一部）し、写しを都道府県に送付してください。</p> <p>②書面審査の他、必要に応じ現地、口頭または書面でのヒアリングを実施することがあります。</p> <p>③採択・不採択の通知は2月初旬の予定です。</p> <p>④事業経費、補助金の財源充当については、原則、当初予算にて計上してください。</p> <p>⑤期中の概算払いは行いません。</p> <p>⑥申請書は外部専門家と協議のうえ作成してください。</p> <p>⑦活用する外部専門家は、原則市町村等で選任してください。希望があれば財団において外部専門家を紹介することも可能です。</p> <p>⑧耐用年数が1年以上の物品の購入費用は原則補助対象外とします。ただし事業推進にあたり必要な場合は事前に御相談ください。</p> <p>⑨補助金を交付する期間は、3か年度以内とします。</p> <p>⑩事業年度内に財団が委嘱する有識者の会議委員（アドバイザー会議委員）の協力を得て、下記の現地調査または現地会議を実施します。</p> <p>（ふるさと再生事業） 当該事業の進捗、補助金の活用状況及び外部専門家の活動内容等を把握し、事業内容の助言を行うために、現地調査を実施します。</p> <p>（まちなか再生事業） 当該事業の実施内容について、専門的な見地及び第三者の視点から幅広く助言することで、目指すべき方向性を明確にし、その内容及び方法について具体化するために現地会議を実施します。</p>

### (3) 外部専門家短期派遣事業

派遣対象者	<p>①市町村（特別区を含み、地方自治法（昭和22年法律第67号）第252条の19第1項の指定都市を除く。）</p> <p>②複数の市町村が共同で事業を実施する場合は、当該事業を実施する市町村等（広域連合等地方自治法に基づく団体が実施する場合にあっては当該団体）</p>
派遣内容	<p>①原則として1件当たり1回（1人）まで</p> <p>②市町村等が単独で実施する場合は、次の各号のいずれかの方法とします。</p> <p>（1）現地調査を連続する2日間で実施し、後日オンラインで報告会を実施します。</p> <p>（2）現地調査と報告会を連続する3日間で実施します。</p> <p>③複数の市町村（都道府県を超える場合も含む）が共同で実施する場合は、次の各号のいずれかの方法とする。</p> <p>（1）複数の市町村が隣接する場合は、原則として現地調査を連続する3日間でを行い、後日オンラインで報告会を実施する。</p> <p>（2）複数の市町村のうち、隣接していない市町村を含む場合は、原則として現地調査を連続する2日間でそれぞれの市町村で行い、後日オンラインで報告会を実施する。</p>
費用	外部専門家の派遣に係る費用（旅費・謝金）について、原則として財団が負担し、外部専門家へ直接支払います。（算定方法については、財団の規定によるものとします。）
派遣実施期間	令和7年 4月1日 ～ 令和8年3月31日
事前相談期間	令和6年 9月2日 ～ 令和7年7月31日
公募期間	令和6年10月1日 ～ 令和7年7月31日 （原則として申請月の翌月末を目途に決定通知）
留意事項	<p>①市町村は、財団に直接申請（原本一部）し、写しを都道府県に送付してください。</p> <p>②派遣する外部専門家は、原則として市町村等の要望を反映し財団が選任します。</p>

問 合 せ 事前相談 申請書提出先	<p>（一財）地域総合整備財団 &lt;ふるさと財団&gt; 〒102-0083 東京都千代田区麹町4-8-1 麹町クリスタルシティ東館12階 （1）ふるさと再生事業 （3）外部専門家短期派遣事業 地域再生部地域再生課 【TEL】03-3263-5736 【FAX】03-3263-5732 【E-mail】 <a href="mailto:saisei-ka@furusato-zaidan.or.jp">saisei-ka@furusato-zaidan.or.jp</a></p> <p>（2）まちなか再生事業 共創振興部共創振興課 【TEL】03-3263-5758 【FAX】03-3263-7423 【E-mail】 <a href="mailto:kyousou-ka@furusato-zaidan.or.jp">kyousou-ka@furusato-zaidan.or.jp</a></p> <p>ふるさと財団ホームページ 【URL】 <a href="https://www.furusato-zaidan.or.jp/">https://www.furusato-zaidan.or.jp/</a></p>
-------------------------	---